

2018年12月19日

終身医療保険「ネオ de いりょう」を改定 ～三大疾病の保障の充実と設計の自在性の向上～

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：徳岡 裕士）は、2019年2月1日より、「ネオdeいりょう」（正式名称：無解約返戻金型終身医療保険）を改定します。

現在、がん罹患時の経済的負担に一時金で備えることができる「がん診断特約」を取り扱っていますが、がん以外の三大疾病（心疾患や脳血管疾患）にも一時金で備えることができるよう、「三大疾病一時給付特約」を新設します。

当社は従来より、一時金で受け取りたいというニーズにお応えできるよう一時金タイプの特約を準備しています。「入院一時給付特約」は、治療費以外にもかかる入院準備の諸費用や交通費などに充てることができ、入院時の負担軽減にお役立ていただけます。また、入院日数の短期化が進む一方、がんをはじめとした三大疾病については入院が長引いたり治療費等が大きな負担となることもあります。「がん診断特約」ならびに今回新設する「三大疾病一時給付特約」は、がんおよび三大疾病時の大きな負担にも一時金でご準備いただくことができ、これらの特約をお客さまのニーズにあわせ、自由に組み合わせることが可能です。

また、一生涯の保障を備えつつ、保険料は一定の年齢までに払込みを終えたいというお客さまのニーズにきめ細かくお応えできるよう、保険種目（保険料払込期間）について70歳払済・75歳払済・80歳払済を新設します。

さらに、抗がん剤治療特約の抗がん剤治療給付金額について、より自在性の高い設計が可能となるよう、給付金額の単位を1万円に変更します。

これらの改定により、医療保険の設計の自在性をさらに高め、多様化するお客さまのニーズに幅広くお応えしていきます。

改定のポイント

1. **新設** 「三大疾病一時給付特約」を新設
2. **新設** 保険種目（保険料払込期間）に70歳払済、75歳払済、80歳払済を新設
3. **改定** 抗がん剤治療特約の抗がん剤治療給付金額の単位を現行の5万円から1万円に変更

ネオファースト生命は、お客さま第一主義「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命のグループ会社として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、「あったらいいな」をいちばんに。を実現すべく新たな商品・サービスの提供に努めていきます。

1. 三大疾病一時給付特約の新設

<ポイント>

- ① がん（上皮内がんを含む）、心疾患、脳血管疾患を一時金で、一生涯保障します。
- ② 給付金は、給付金の種類ごとに、1年に1回を限度に何度でもお支払いします。
- ③ 被保険者さまの健康状況が所定の基準を満たす場合、健康保険料率^{※1}が適用されます。
（基準を満たしていない場合に比べて保険料が安くなります。）

【給付内容】

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
がん 一時給付金	<初回> 初めてがん（上皮内がんを含む）と医師により診断確定されたとき	三大疾病一時給付金額 10万円～200万円 （10万円単位）	1年に1回 ^(*) 通算回数無制限
	<2回目以降> 直前のがん一時給付金の支払事由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がん（上皮内がんを含む）の治療を目的として入院を開始されたとき		
心疾患 一時給付金	つぎのいずれかに該当されたとき。ただし、直前の心疾患一時給付金の支払事由に該当された日から1年以内に該当された場合を除きます。 (1) 心疾患の治療を目的として継続20日以上入院されたとき (2) 心疾患の治療を直接の目的とした手術を受けられたとき	三大疾病一時給付金額 10万円～200万円 （10万円単位）	1年に1回 ^(*) 通算回数無制限
脳血管疾患 一時給付金	つぎのいずれかに該当されたとき。ただし、直前の脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当された日から1年以内に該当された場合を除きます。 (1) 脳血管疾患の治療を目的として継続20日以上入院されたとき (2) 脳血管疾患の治療を直接の目的とした手術を受けられたとき	三大疾病一時給付金額 10万円～200万円 （10万円単位）	1年に1回 ^(*) 通算回数無制限

※ 責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合、がん一時給付金はお支払いしません。

(*) このお支払いの限度は、給付金ごとのお取扱いです。

【保険料例】

- 三大疾病一時給付金額：50万円、終身払、月払、健康保険料率

	年齢	特定疾病保険料払込免除特約（2018）	
		付加なし	付加あり（Ⅲ型）
男性	30歳	1,136円	1,724円
	40歳	1,736円	2,778円
	50歳	2,661円	4,557円
	60歳	3,964円	7,332円
女性	30歳	907円	1,365円
	40歳	1,262円	1,929円
	50歳	1,690円	2,588円
	60歳	2,295円	3,514円

※ 三大疾病一時給付特約の支払事由は特定疾病保険料払込免除特約（Ⅲ型）の払込免除事由と同様です。

※1 保険料率は、被保険者さまの健康状況に応じて「健康保険料率」または「標準保険料率」のいずれかを適用します。（被保険者さまの年齢が20歳未満の場合、健康状況にかかわらず保険料率は「標準保険料率」のみとなります。）「健康保険料率」とは、「ネオ de いりょう」におけるネオファースト生命の呼称であり、「健康保険料率」の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。

2. 保険種目（保険料払込期間）の新設

「ネオdeいりょう」の保険種目（保険料払込期間）に70歳払済、75歳払済、80歳払済を新設します。あわせて、保険期間が終身の特約^{※2}においても同様の保険種目（保険料払込期間）を新設します。

保険種目	契約年齢範囲
60歳払済	0歳～55歳
65歳払済	0歳～60歳
70歳払済	0歳～65歳
75歳払済	0歳～70歳
80歳払済	0歳～75歳
3年払済	0歳～80歳
5年払済	0歳～80歳
10年払済	0歳～80歳
終身	0歳～85歳

3. 抗がん剤治療特約の抗がん剤治療給付金額の単位の変更

抗がん剤治療特約について、抗がん剤治療給付金額の単位を現行の5万円から1万円に変更します。これにより、たとえば抗がん剤治療給付金額を高額療養費制度の自己負担額に合わせて設定するなど、さらに設計の自在性が高まります。

※加入時は最低5万円からとなります。

以上

(登) B18N1236(2018.12.5) ⑤

※2 保険期間が終身の特約とは、「ネオ de いりょう」に付加できる特約のうち、「手術保障特約(2018)」、「入院一時給付特約」、「女性疾病入院特約」、「通院特約」、「三大疾病一時給付特約」、「がん診断特約」、「抗がん剤治療特約」および「特定疾病保険料払込免除特約(2018)」。